

公共事業等における国産材（地元材）の利活用に関する意見書

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の制定により、公共建築物等における木材の利用が促進されることとなった。

日本の森林を守り持続可能な林業経営を可能とするためには、さらなる国産材（地元材）の利用が求められており、国は公共事業等での木材活用にさらに推進すべきである。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、公共事業等において安全性、機能性及び費用対効果等に配慮しつつ、国産材（地元材）のさらなる利活用を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月30日

名 古 屋 市 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣

} 宛（各 通）